

農業者の皆様へ

士別市農業物価高騰対策応援金

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に加え、原油価格、物価の高騰により経営安定に影響をもたらしていることから農業者の負担を軽減するため、農業経営に係る経費の一部を給付します。

【対象者】

※(1)～(4)全てに該当すること

- (1) 市内に住所を有し農業経営を営む個人または法人のうち、①～③のいずれかに該当する者
 - ① 個人の場合、令和3年分税申告で農業収入がある者
 - ② 法人の場合、直前の事業年度税申告で農業収入がある者
 - ③ 新規参入者のうち、開業時期により就農1年目の税申告を終えていない者
- (2) 令和5年度も市内で農業経営を継続する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 士別市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない者

【対象経費及び給付額】

- ① 令和3年分税申告（個人の場合）、直前の事業年度税申告（法人の場合）において、農業経費として計上した肥料費、飼料費、動力光熱費の2/3に対し、令和4年1月～8月までの平均物価上昇率を乗じてその合計額の1/2を給付【上限額30万円】

$$\begin{array}{l} \cdot \text{肥料費} \quad \times \quad \boxed{2/3} \quad \times \quad 20.23\% \\ \cdot \text{飼料費} \quad \times \quad \boxed{2/3} \quad \times \quad 17.14\% \\ \cdot \text{動力光熱費} \quad \times \quad \boxed{2/3} \quad \times \quad 17.45\% \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \cdot \text{肥料費} \\ \cdot \text{飼料費} \\ \cdot \text{動力光熱費} \end{array}} \right\} \text{合計} \times 1/2 = \text{給付額}$$

（給付金額は1万円以上とし、千円未満の端数は切り捨て）

- ② 開業時期により就農1年目の税申告を終えていない者は、開業月からの動力光熱費（営農用）に平均物価上昇率を乗じて、その額の1/2を給付【上限額30万円】

$$\cdot \text{動力光熱費} \quad \times \quad \text{上昇率（裏面参照）} \quad \times \quad 1/2 = \text{給付額}$$

※物価上昇率（農林水産統計 農業物価指数 騰落率）

【注意】給付金額が1万円未満の方は給付対象外となります。

（給付金額は1万円以上とし、千円未満の端数は切り捨て）

【申請に必要なもの】

- 個人の場合は、令和3年分税申告書（青色・白色もしくは住民税申告書）
- 法人の場合は、直前の事業年度税申告書
 - ※勘定科目が「肥料費」、「飼料費」、「動力光熱費」でない場合は内訳が必要となります。
- 印鑑（個人認印）（法人代表者印） ○申請書、誓約書兼同意書
- 新規就農者は開業したことがわかる書類（開業届または初めて農地を取得したことが分かるものの写し）
- 新規に法人を設立したことがわかる書類（法人設立届出書の写し）
- 新規参入者及び新規設立法人は開業日から8月末まで使用した動力光熱費（営農用）として支払ったことが分かるもの
- 振替口座の通帳の写し（口座名義・口座番号が確認できるページ。JA組勤口座希望の場合は不要です。）

